

社会教育施設・社会体育施設・学校施設 使用料一覧表 (R1. 10. 1改定用)

【社会教育施設】

※開館時間 8:30~21:30(全施設)

施設名 正式名称 通称(統一名称)	利用区分	利用単位	使用料	冷暖房 1時間	休館日
海津市 海津公民館	大ホール	平日使用	7,150	3,300	・火曜日 (火曜日が祝日の場合は次に 来る平日) ・12/29~翌1/3
		土・日・休日使用	8,930	3,300	
	楽屋1	270	—		
	楽屋2	340	—		
	リハーサル室	480	—		
	工芸室	480	—		
	和室研修室(茶室)	480	—		
	和室研修室(西・中)1室当たり	480	—		
	視聴覚室1	550	—		
	シャワー室	1人	90	—	
	展示ロビー	各種学校・幼稚園・市内登録団体 その他	無料 200	—	
	焼窯(焼成室)	素焼き	2,540	—	
	窯入れ~窯出し	本焼き	6,110	—	
海津市海津 農村環境改 善センター	多目的ホール	平日使用	3,070	910	
	(小ホール)	土・日・休日使用	3,850	910	
	農事研修室	—	1,230	—	
	視聴覚室2	—	820	—	
	会議室	—	480	—	
海津市生涯学習センター	学習室(3室)	1室当たり	480	—	
	創作室	—	820	—	
	ビデオシアター	—	1,920	—	
	焼成室	—	270	—	
海津市平田 農村環境改 善センター	焼窯	本焼き	2,540	—	
	(窯入れ~窯出し)素焼き	6,110	—		
海津市平田 農村環境改 善センター	多目的ホール	(平日・休日 共通)	2,380	910	
	農事研修室	—	480	—	
	会議室	—	820	—	
	和室(2室)	1室当たり	630	—	
	厨房	—	1,230	—	
	料理研修室	調理の用に供する	1,230	—	
海津市平田海西公民館	ロビー	調理の用に供しない 全面利用	730	—	
	和室	ブロック利用	730	—	
	多目的室	—	650	—	
	軽運動室	—	1,000	—	
海津市 勤労青少年 ホーム	料理実習室	—	1,230	—	
	北集会室	—	820	—	
	南集会室	—	480	—	
	音楽室	—	480	—	
	遊戯室	—	270	—	
海津市農事 研修センター	シャワー室	1人	90	—	
	小会議室	—	480	—	
海津市平田福祉センター 平田町今尾915	中会議室	—	770	—	
	和室(3室)	1室当たり	480	—	
	第1・2会議室(2室)1室当たり	720	—		
海津市働く女性の家 南濃町吉田492 電話・FAX 56-2171	第3会議室	—	370	—	
	調理室	—	1,230	—	
	軽運動室	—	880	—	
	和室(2室)	1室当たり	480	—	
海津市南濃 農村環境改 善センター	講習室	—	480	—	
	多目的ホール	—	1,230	350	
	農事研修室	—	270	—	
	会議室1	—	270	—	
	会議室2	—	270	—	
海津市文化会館 南濃町駒野奥条入会地99-1 電話 55-1400 FAX 55-2678	楽屋(2室<和・洋>)1室当たり	—	390	—	
	練習室A	—	480	—	
	練習室B	—	480	—	
	大会議室(2室)1室当たり	—	420	—	
	小会議室	—	420	—	
	和室(2室)1室当たり	—	430	—	
	講習室	—	830	—	
調理室	—	1,230	—		
海津市みかげの森 「ブラザしもたど」 南濃町津屋2837-90 電話・FAX 57-2001	多目的ホール	—	1,230	350	
	研修室	—	480	—	
	会議室	—	480	—	
	小会議室	—	480	—	
	和室(2室)1室当たり	—	480	—	
海津市 南濃コミュニティセンター 南濃町津屋2837-263	トレーニング室	—	480	—	
	全面使用	各室の合計	—	350	
	営農コーナー	—	480	—	
	交流コーナー	—	480	—	
学習コーナー	—	480	—		
調理室	—	1,230	—		

【社会体育施設(1団体につき)】

施設名	1時間	夜間照明 1時間	冷暖房 1時間	利用時間	休業日
海津市平田体育館 電話 66-2986	体育室 全面	1,100	—	8:30~21:30	12/29~ 翌1/3
	格技場	550	—		
	トレーニング室	830	—		
	格技場	560	—		
海津市平田高田体育館	—	—	—	10月1日より利用停止	
海津市平田三郷体育館	—	—	—		
海津市平田蛇池体育館	—	—	—		
海津市平田脇野体育館	—	—	—		
海津市平田勝賀体育館	—	—	—		
海津市南濃体育館 電話 55-1348	体育室 全面	1,100	—	8:30~21:30	
	格技場	550	—		
	トレーニング室	560	180		
海津市海津グラウンド	1,100	1,100	—	8:30~17:00	
海津市平田グラウンド	1,100	1,650	—		
海津市南濃グラウンド	1,100	1,100	—		
海津市南濃南部グラウンド	1,100	—	—		
海津市養南グラウンド	1,100	—	—	8:30~21:30	12/29~ 翌1/3
海津市海津テニスコート 兼フットサルコート	1面	330	330		
	2面	660	330		
	3面	990	660		
	4面	1,320	660		
海津市平田テニスコート	フットサルコート	660	330	8:30~21:30	
	1面	330	440		
海津市南濃テニスコート	2面	660	440	8:30~17:00	
	1面	330	—		
海津市南濃南部テニスコート	2面	660	—	8:30~21:30	
1面	330	—			
海津市武道館	—	—	—	8:30~21:30	
海津市柔道場	—	—	—		

海津市南濃 グラウンド・ゴルフ場	区分		使用料	適用	利用時間	休業日
	1人2回 (8ホール×2)	市内 市外				
	1人1年	市内 市外	4,500 6,700	①用具の貸し出し 1人1回 110円 ②1競技大会(全面) 8,160円	8:30~17:00	月曜日 (月曜日が祝日の場合は次に 来る平日) 12/29~翌1/3

【学校開放施設】

※開放時間 8:30~21:30(全施設)

学校名	屋内 運動場 1時間	屋外運動場		ミーティ ング ルーム 1時間	特別教室 1時間	その他
		使用料 1時間	夜間照明 1時間			
海津市立高須小学校	全面	1,100	1,100	—	550	—
	片面	550	—	—	—	—
海津市立吉里小学校	全面	1,100	1,100	850	550	550
	片面	550	—	—	—	—
海津市立東江小学校	全面	1,100	1,100	850	550	550
	片面	550	—	—	—	—
海津市立大江小学校	全面	1,100	1,100	850	550	550
	片面	550	—	—	—	—
海津市立西江小学校	全面	1,100	1,100	850	550	550
	片面	550	—	—	—	—
海津市立今尾小学校	全面	1,100	1,100	—	550	—
	片面	550	—	—	—	—
海津市立海西小学校	全面	550	1,100	—	—	—
	片面	550	—	—	—	—
海津市立石津小学校	全面	1,100	1,100	1,100	550	550
	片面	550	—	—	—	—
海津市立城山小学校	全面	1,100	1,100	—	—	—
	片面	550	—	—	—	—
海津市立下多度小学校	全面	1,100	1,100	—	—	—
	片面	550	—	—	—	—
海津市立日新中学校	全面	1,100	1,100	—	—	—
	片面	550	—	—	—	—
海津市立平田中学校	全面	1,100	1,100	—	—	—
	片面	550	—	—	—	—
海津市立城南中学校	全面	1,100	1,100	—	—	—
	片面	550	—	—	—	—
海津市立城南中学校	1面あたり	—	—	—	—	テニスコート 330

※12/29~翌1/3及び学校が使用する日は利用できません。
※ナイター照明のない施設は~17:00の開放になります。

(1)減額できる範囲(冷暖房料・夜間照明料除く)

	社会教育 施設	社会 体育施設
ア 市(行政委員会、附属機関を含む。)が主催する場合	70/100減額	70/100減額
イ 国、県その他地方公共団体(行政委員会、附属機関を含む。)が実施する事業等で市が関わるもの場合		
ウ 市域で構成される社会教育団体、芸術文化団体、社会福祉団体及びその他公共的団体が組織的、継続的にその目的に従って利用する場合		
エ 市内在住の利用者が、市域活動のため、社会教育、芸術文化及び社会福祉等の普及と認める場合	50/100減額	50/100減額
オ 広域で構成される社会教育団体、芸術文化団体及び社会福祉団体がその目的のために利用する場合	—	30/100減額
カ その他市長が必要と認めた場合	必要と認めた割合	

(2)免除できる範囲

(社会教育施設は冷暖房料も免除。社会体育施設は冷暖房料・夜間照明料とも免除なし)

ア 市(行政委員会、附属機関を含む。)が主催する場合
イ 市域の教育機関が主催し、教育目的で利用する場合
ウ 市域で構成されたスポーツ少年団等及び子ども会等(名称の異なる同類のものを含む。)の児童・生徒が、その目的のために利用する場合
エ その他市長が必要と認めた場合

【備考】

- 利用時間には「準備」及び「原状回復のための時間」も込み、1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間に切り上げます。
- 市内に住所を有する者又は市内に在勤し、若しくは在学する者以外のものが使用する場合は、当該使用料の10割の額を加算します。
- 使用料は、施設からの特別な指示または特別な理由がない限り、利用許可申請書提出時に納付してください。
- 施設備え付けの備品等を利用した際に、別途「付属設備等使用料」がかかる施設があります。
- これまで使用料を免除していた「市または市教育委員会の後援」行事についての免除は、できなくなりました。
- 当日キャンセルについては、「荒天による臨時閉館(閉鎖)」など特別の理由がない限り、使用料等の返還はいたしません。

※ 社会体育施設、学校開放施設については、21:30終了の場合は30分を0.5時間で計算します。(1時間以上利用の場合)

(例 21:00~21:30は1時間 19:00~21:30は2.5時間 18:30~20:30は2時間 8:30~17:00は9時間)

◆問い合わせ先

- 社会教育施設に関すること 社会教育課 (電話 0584-53-1536)
- 社会体育施設、学校開放施設に関すること スポーツ課 (電話 0584-53-1552)

【利用許可申請書の提出期限】

提出期限	施設名
利用日の前7日以上6ヶ月以内	文化センター 大・小各ホール (海津公民館)大ホール (海津農村環境改善センター)多目的ホール(小ホール) ・いずれかのホール利用の際に、同一目的で使用する館内各室 ふるさと会館(平田農村環境改善センター)多目的ホール
利用日の7日前まで	学校開放施設
利用日の前3日以上1ヶ月以内	上記施設以外